

ID: 1590

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

<p>処分の概要</p>	<p>協定の認定の取消し</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再生特別措置法 第77条</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第22号</p>		
<p>【基準】 法第77条の規定による。 (協定の認定の取消し) 第77条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。 (1) 認定都市利便増進協定の内容が第75条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。 (2) 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従って行われていないと認めるとき。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>